

いどうしえんじぎょう 移動支援事業について

へいせい ねん がつ にち
平成27年4月1日

1. 事業の目的、内容

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる支援を行います。

2. 対象者

障害種別	対象要件
身体障害者	○次の3つの要件に該当する人。 （※同行援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定をされた者を除く。） ①身体障害者手帳の両下肢障害で1級又は2級に該当する重度の身体障害者。 ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。 ③適切な介護者を得ることができない場合。
知的障害者 精神障害者	○次の3つの要件に該当する人。 （※同行援護、行動援護、重度訪問介護の支給決定をされた者を除く。） ①屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする人。 ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。 ③適切な介護者を得ることができない場合。
発達障害者 難病患者	○次の3つの要件に該当する人。 （※同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者包括支援の支給決定をされた者を除く。） ①屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする人。 ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。 ③適切な介護者を得ることができない場合。
障害児	○次の2つの要件に該当する人 （※同行援護、行動援護、重度訪問介護の支給決定をされた者を除く） ①移動に著しい制限のある小学校4年生以上の障害児、難病患者 ②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。

3. 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

(1) 対象となる外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上必要 不可欠な外出	冠婚葬祭のための移動	結婚式、葬式、法事等の会場
日常生活上必要な 外出	買物するための移動	商店、デパート等
	金融機関を利用するための移動	銀行、郵便局等
	理容・美容・着付けするための移動	理容院、美容院
社会参加促進の観点 から必要な外出	文化施設等を利用するための移動	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等を利用するための移動	体育館、競技場、プール等
	観光施設を利用するための移動	動物園等

(2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通勤、通学、通所、通園、学童保育への送迎
社会通念上、移動支援事業を適用することが 適当でない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動、ギャンブル、その 他の公序良俗に反する外出
他のサービスの利用が優先する外出	選挙の投票、官公庁での手続き、通院（通院等介助）

4. 支援の内容

移動支援で提供する支援の内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の支援内容

- ① 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備、排泄等の介助等）
- ② 移動に伴う支援（車への乗降介助、公共交通機関の利用補助等）
- ③ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、乗車券等の購入支援等）
- ④ 帰宅時の支援（更衣介助、荷物整理等）

(2) 移動支援の対象とならない支援内容

- ① 単なる待ち時間等で、具体的な支援を行う必要がない場合
- ② 映画館やコンサートなどの上映中や公演中で具体的な支援を行う必要がない場合（常時の見守りが必要な場合を除く）

- ③ 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ④ プール内での介助（一緒に泳ぐ、水泳指導等）
- ⑤ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ⑥ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合

5. 利用者負担

18歳に達した日の次年度（4月1日）から

世帯の課税状況	利用者負担金
生活保護受給世帯	0円
本人及び同居の配偶者が市民税非課税	
本人及び同居の配偶者が市民税課税	事業費用の5%

18歳に達した日の属する年度末（3月31日）まで

世帯の課税状況	利用者負担金
生活保護受給世帯	0円
保護者の属する世帯の世帯員のすべてが市民税非課税	
保護者の属する世帯の世帯員が市民税課税	事業費用の5%

6. 身体介護を伴う者の判断基準

「障害福祉サービス支給決定基準」による「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者。

7. その他留意事項

- ① 通院・公共機関への手続き、必要な買い物などについては介護保険が利用できる場合には、介護保険が優先となります。
- ② 別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが支援をしていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- ③ 「通年かつ長期にわたる外出」を通常移動介助を行っている者が、入院等により移動介助ができなくなった場合には期間を限定して「通年かつ長期にわたる外出」についても移動支援が利用できます。